

## 論文

## ユネスコ「世界の記憶」の最新動向に関する一考察

高橋 史朗 (明星大学特別教授・  
モラロジー研究所特任教授)

一昨年10月、ユネスコの国際諮問委員会 (IAC) は「世界の記憶」(記憶遺産の日本語訳改称)の登録手続きや基準を定める「記録遺産保護のための一般指針」及び「登録の手引き」の見直しを行う事を決定し、各国ユネスコ国内委員会などから意見書が提出された。

そして昨年3月25日、レイエスIAC議長のイニシアチブの下に、レビューグループによる専門家会合(注1)が決定され、15項目(注2)の見直しを行う旨の文書をユネスコのHP上で公表した。同文書には、改訂された新しいルールは「次回審査」から適用されることが記載された。

同年3月から8月まで、同文書に対するコメントを募集し、各国に意見照会が行われ、9月にレビュー・グループの会合を開催、制度改善案について国際諮問委員会 (IAC) メンバーに意見照会が行われ、最終案をユネスコ執行委員会に提出。

本年2月26・27日にIACの下部機関である登録小委員会 (RSC) が開催され、3月1～4日、IAC委員及びレビュー・グループによる専門家会合が開催され、制度改善案が合意され、IACが制度見直しに関する進捗報告書を作成し、第201回執行委員会文書として公表された。

## 1 第201回ユネスコ執行委員会文書(国際諮問委員会進捗報告書)

同文書によれば、「世界の記憶」プログラムの主な目的は次の三点である。

- (1) 世界の過去、現在、未来に関する記録遺産を保存する。
- (2) 記録遺産への普遍的なアクセスを補助する。
- (3) 記録遺産の存在と重要性の世界的な認知を高める。

これらの目的を達成するために、「世界の記憶」プログラム (MoW) の関心は、「一次史料の保存とアクセスであって、解釈や歴史的論争の解決ではない」。また、「歴史的出来事の解釈に関する論争に関与することでも、一方の側に立つことでもない」と明記されている。

この点を踏まえ申請プロセスについて、以下の提案が行われた。

- (1) 申請の募集に関し、MoW事務局はウェブサイトにおいて、最低でも4カ月の猶予を置いて、締め切りと選考基準を明確にして告知する。申請の提出の際、MoW事務局は、法的、技術的その他の側面から予備審査を行い、結果を告知する。申請フォームはユネスコの「世界の記憶」ウェブサイトへアップロードされ、登録小委員会の審査目的で送付される。申請に関する反論、賛成、または選考基準に関する他の情報

等のコメントは即座に受け付けられる。MoW申請審査の全プロセスは、ユネスコ手続き規定とMoW倫理規定の両方にのっとなって実施される。

- (2) MoW事務局は受け取ったコメントを登録小委員会に提出する。登録小委員会はそれらのコメントを勘案し、示唆される状況やノミネートされた書類遺産の背景に関して適切な対処をする。
- (3) 登録小委員会は寄せられた全てのコメントを考慮し、申請の予備審査を行う。その結果を提出者に告知し、提出者は予備的審査結果に反応する機会を与えられる。
- (4) 登録小委員会（RSC）は最終的な審査結果を国際諮問委員会（IAC）に提出する前に、提出者からの反応に鑑みて審査結果を見直すことができる。
- (5) IACはRSCの審査結果とともに申請を検証し、最終判断をボコバ事務局長に提出する。
- (6) 疑義が呈された申請は交信のための猶予期間が関連団体に与えられる。RSCに提出される前でも、調停の対象となりうる。可能な調停結果として、下記が考えられる。
  - ① 共同申請
  - ② 申請された書類に反映された事実や出来事に関し、異なる見解を示す意見を含んだ登録への合意
  - ③ 関連団体間で合意が達成されなかった場合、対話プロセスを繰り返すことが奨励され得る（次回登録申請サイクルが終了するまで対話を継続…申請後最長4年間）。その後、RSCはIACに審査結果を例出し、IACはユネスコ事務局長に対して最終審査結果を提出する。
- (7) ボコバ事務局長はIACによる専門的な助言その他の情報に鑑みて最終決定を行う。

さらに、「透明性」について、次のように指摘している。

「RSCとIACメンバーの選出方法について透明性を高める必要があることが提起された。申請に関する決定、検討会議へのオブザーバーの出席等の問題である。最終決定に関わる会議のアジェンダやレポートは公開すべきとの見解が合意された。権限、審査プロセスのルール、関連団体のメンバーシップの公開も合意された。これらすべての側面は改定された法規に反映されており、手続き規定、ガイドライン、倫理規定などに適切に反映されることになる。」

## 2 申請案件への予備的勧告と応答 —「政治的案件」に対する二重基準

この制度改善案の一部が今年度の「世界の記憶」申請案件の審査に適用され、4月10日付けのメールで登録小委員会の予備的勧告が事務局から申請者に伝達された。この予備的勧告に対する申請者の応答（反論を含む）は5月8日に締め切られ、各申請者からの応答に基づいて、6月1日に開催された登録小委員会でも再検討したが結論が出ず、継続審議となった。

5月4日にユネスコ執行委員会が開催され、制度改善に関するIAC進捗報告書が提出され、執行委員会はIACの作業の進捗を歓迎するとの決議を全会一致で採択した。慰安婦の

共同申請に対する審査への影響を懸念してか、韓国は新ルールの適用は次期審査サイクルからであることを主張し、決議阻止に向けて巻き返しを図ったが成功しなかった。

今回「世界の記憶」に登録申請している文書で政治的申請案件が少なくとも3件ある。8カ国・地域14団体が申請した「日本軍『慰安婦』の声」文書と日本の保守系民間団体が申請した「慰安婦と日本軍規律に関する記録」文書と「通州事件・チベット」文書である。

「慰安婦と日本軍規律に関する記録」の申請者は、慰安婦の真実国民運動、なでしこアクション、日本再生研究会、メディア放送政策研究所であり、「通州・チベット」（『20世紀の中国大陸における政治暴力の記録—チベット、日本』に改称）文書（注3）の申請者は通州事件アーカイブズ設立基金とGyari Bhutukである。

前者は米国立公文書館と日本政府が保有する公文書を申請し、慰安婦制度は日本軍の厳しい規律によって管理された公娼制度であったと主張。後者は通州事件とチベット侵略に関する文書を申請し、申請文書によれば、「この合同申請では、日本国民に対するケースと、チベット国に対するケースを時系列に並べ、東アジアの負の歴史資産として新たな視点を提供する」としている。

後者の申請案件への予備的勧告は、「世界の記憶」事業の基準に合わず「不合格」であった。申請団体が公表した資料によれば、「不合格の理由」は以下の通りであった。

「申請者はドキュメントを特定しておらず、保管機関に関する詳細な特定、歴史、起源、明確さなどが欠如したまま、単に文献に言及しているに過ぎない」「申請者は二つの関係のない出来事を、『東アジアの近代史に新しい視点を示唆する』ことを意図して提案している。しかし、『世界の記憶』事業の目的は、記録遺産の保存と提供である。ユネスコの見解は、平和を建設し、対話と理解を育てるということであり、これに従って『世界の記憶』事業は歴史の審判や解釈は行われたいとしている。この点に関して、もし申請の目的が特定の歴史の見方を提示することにあるとすれば、『世界の記憶』事業はその場ではない。さらに、申請の文体は主観的で、ユネスコの加盟国に関する特定された批判を行っている。」

ここで注目されるのは、「世界の記憶」事業の目的は「記録遺産の保存と提供」であり、「対話と理解を育てる」ということがユネスコの見解であり、「ユネスコの加盟国に関する特定された批判」は許されないことを明らかにしている点である。

この観点は8カ国・地域14団体が共同申請した「日本軍『慰安婦』の声」文書の審査にも当然適用されなければならない。また、一昨年に「世界の記憶」に登録された「南京大虐殺」文書は2年たった今日においても公表されておらず、アクセスできない。前述した第201回ユネスコ執行委員会文書は、登録済み記録遺産の保存、アクセス状況のフォローアップ（4年に1回の定期報告）を謳っており、資料の保存状況やアクセス確保状況を確認できない場合は、登録資料は削除（注4）すべきである。

また、この共同申請文書と日本の団体の「慰安婦と日本軍規律に関する記録」文書に含まれている公文書には同一の文書が含まれているが、軍の関与などについて、全く相反する説明、主張が行われている。

前述した制度改善案の新ルールに従えば、「政治的濫用から枠組み」として「疑義が呈された申請案件への対応—調停結果の三つの可能」として提示された次の三つの調停の可能性がある。

- (1) 共同申請
- (2) 申請案件に記載された事実や出来事に関し、異なる見解を含んだ登録への合意
- (3) 合意が得られない場合、対話を繰り返し、次期登録申請サイクルが終了するまで対話を継続（申請後最長4年間）

日本の保守系団体と日本政府、8カ国・地域14団体の共同申請者が対話をして、(1)の共同申請も(2)の異なる見解を含んだ登録で合意することもできないと思われるので、(3)の選択肢しかなく、次期登録申請サイクルが終了するまで対話を継続するしかない。そこで、「慰安婦と日本軍規律に関する記録」の申請者は8月23日、ユネスコ関係者に対して、「2団体によって申請された同一文書の分類に関する協議要請」の open letter を送付し、協議の場を設定するよう申し入れたが、返答はなかった。

6月24日付朝日新聞は「ユネスコ『世界の記憶』『政治案件』一部除外へ」と題して、ユネスコが通州事件など日本関連候補の一部の「政治的案件」を審議対象から外す方針であることが分かったと報じた。その理由は、「世界の記憶」は保存が目的であり、「歴史的な判定や解釈はしない」「政治的党派性を有するとの非難を受けてはならない」からであるという。

同報道によれば、8カ国・地域14団体の共同申請は問題視しておらず、ユネスコ事務局の対応がダブルスタンダード（二重基準）であることが明らかになった。同共同申請文書には政治運動の記録が多数含まれており、「政治的党派性」を有する「政治的案件」であることは疑う余地がない。にもかかわらず、一方のみを審議対象から外すのは明らかに不公平である。

「政治的案件」を審議対象から外す方針は4月に通告されたが、2月末に開催された登録小委員会（RSC）の審議を踏まえたものと推察される。RSCが「政治的案件」と判断した案件について申請者に通告し、その応答（反論を含む）内容についてRSCが再検討し、国際諮問委員会（IAC）に勧告を提出。それをIACが審査して、ユネスコ事務局長に勧告することになる。

IACへの勧告を決定するRSCがいつ開催されるかは不明であるが、ユネスコ事務局が夏季休暇に入る前か9月初旬に開催される可能性が高い。一昨年の「南京大虐殺」文書の登録は、RSCのIACへの勧告が事実上の決着となってしまった。対応が後手に回ってしまった失敗を繰り返すことは絶対に許されない。

RSCが近日中に出す結論を注視し、ユネスコ「世界の記憶」事業の趣旨に反する決定が行われた場合には、政治的濫用から「世界の記憶」事業を保護するという普遍的観点から日本政府は直ちに反論し、IACの慎重な審査を求める必要がある。また、RSCが不当な勧告を決定し、前述した open letter の協議要請に対して、誠意ある回答がない場合には、ユネスコへの拠出金凍結を含む厳しい対応策を検討する必要がある。

ユネスコの「世界の記憶」事業の目的は、記録遺産の一次資料の保存と提供であり、歴史の解釈、審判や歴史的論争の解決ではない。申請の目的が特定の歴史の見方を提示し、ユネスコ加盟国に対する特定された批判にあるとすれば、同事業の趣旨に反する。同事業は加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の趣旨と目的に資するべきものだからである。

「世界の記憶」登録の手引には、複数の国の複数の機関の協力による共同提案には、ユ

ネスコは国際協力を促進する旨明記されており、関係国の協力を強く促している。8カ国・地域14団体は、日本をはじめとする関係各国政府や専門家と情報を共有し、丁寧に対話を行うべきであったにもかかわらず、そうした努力は払われなかった。こうした問題点を踏まえ、政治的濫用から「世界の記憶」を保護するという普遍的観点から、同共同申請文書の登録は先送りすべきである。

### 3 共同申請文書の3分類の問題点

ところで、8カ国・地域14団体の申請文書は、①日本軍「慰安婦」の制度に関する公的・私的文書 ②「慰安婦」に関する文書 ③「慰安婦」問題解決のための市民団体の活動に関する文書に分類されているが、それぞれの問題点は以下の通りである。

#### (1) 日本軍「慰安婦」の制度に関する公的・私的文書

日本政府が調査し、公開してきた日本政府の公文書が網羅されていないことは、重大な欠陥である。公文書については、日本政府と情報を共有した上で申請すべきであるにもかかわらず、一昨年末の日韓合意に反対する市民団体が申請したために、日本政府に事前に連絡せず、国立公文書館の許可も得ずに一方的に申請したことは問題である。申請者と所蔵先が異なる場合、申請者は所蔵先の事前承認を得る必要がある。

#### (2) 「慰安婦」に関する文書

市民団体が聞き取り調査した元慰安婦の口述記録や記録物は客観的に検証されていないものが多い。申請書は「慰安婦の証言は歴史的な文書と照合した」と明記しているが、矛盾する証言もあり、信憑性に乏しい証言もある。

#### (3) 「慰安婦」問題解決のための市民団体の活動に関する文書

「慰安婦」問題解決のためのアジア女性基金などの活動資料は含まれておらず、日韓合意に反対する反政府運動団体の資料しか申請されていない。「1990年代初頭以来制作された社会運動と支援団体の活動に関する資料は、歴史的価値と真正度に基づいて選択された」と申請書には書かれているが、資料選択が恣意的で、バランスを欠いている。現在も継続中で歴史的評価が定まっていない市民団体の活動資料は、「世界の記憶」遺産としてふさわしくない。

## 4 ユネスコ憲章と米議会調査報告書

次に、ユネスコ憲章の趣旨の視点から問題点を明らかにしたい。ユネスコ憲章の前文には、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和の砦を築かなければならない」と書かれている。加盟国間の友好、協力、相互理解の促進（36C/Resolution59）がユネスコ設立の本来の趣旨、目的である。

しかし、「平和のシンボル」として、慰安婦像の世界的意義を申請書は強調しているが、実際には、各地で地域社会を分断し、無用の混乱と軋轢をもたらし、在外邦人が原告となった複数の訴訟が起き、友好、協力、相互理解を阻害する「紛争のシンボル」と化している。

具体例を挙げると、「慰安婦は天皇からの贈り物」と書かれたマグロウヒル社の歴史教科書で学んだ高校生（米ニュージャージー州在住）は、級友から「テロリスト」「レイビスト」と呼ばれて唾をかけられた。韓国人が多い地域の学校で、そうしたいじめについて教師に訴えたが、「事実だから仕方ない」と一蹴された（注5）。

慰安婦像・碑への遠足を子供たちは強いられ、碑文に書かれた「慰安婦20万人」「日本軍の強制連行」「性奴隷」説をすり込まれるが、これらは日本の大手新聞社である朝日新聞社の誤報記事（朝日新聞社も誤報を認め、謝罪した）に基づくもので、いずれも歴史的事実に反するというのが日本政府の公的見解である。

2007年7月の米下院決議121号「慰安婦問題に関する対日非難決議」が同碑文の根拠になっているが、同決議は日本軍の慰安婦制度を「強制軍事売春」と位置づけた上で、「その残酷さと規模において前例を見ないものとされるものであるが、集団強姦、強制中絶、屈従、またやがて身体切除、死や結果的自殺に至る性暴力を含む、20世紀における最大の人身売買事件の一つ」であるとして、日本政府に「世界に『慰安婦』として知られるようになった若い女性たちに対し日本軍が性奴隷制を強制したことに対し、明瞭且つ曖昧さをとどめない形で公的に認め、謝罪し、歴史的責任を受け入れるべきである」と勧告した。

同決議案は、抗日連合会の支援を受けたマイク・ホンダ議員ら6名の共同提案者によって、同年1月31日に米下院外交委員会に提出されたもので、机上には2006年4月10日付のラリー・ニクシュ調査員がまとめた米議会調査報告書が配布されていた。

同米議会調査局報告書によって、同決議の最大の根拠（“the greatest impact”）を与えたのは、朝日新聞の1992年1月11日の誤報記事であったことが判明している。

同記事は一面トップで「軍閥与示す資料」と大々的に報道されたが、ここで取り上げられた資料は、内地で民間業者が慰安婦募集を行うときに、誘拐まがいのことをしないように統制を強めよという内容であり、朝鮮人慰安婦の強制連行を立証する資料ではなかった。

しかし、朝日新聞は同じ記事の中の用語解説で、「太平洋戦争に入ると、主として朝鮮人女性を挺身隊の名で強制連行した。その人数は8万とも20万ともいわれる」と書いた。そして、翌日付社説で「挺身隊の名で勧誘または強制連行され、中国からアジア、太平洋の各地で兵士などの相手をさせられたといわれる朝鮮人慰安婦」と述べ、事実無根の「92年1月強制連行プロパガンダ」（注6）を完成させた。

同米議会調査報告書によれば、日本軍の慰安婦制度の根拠として吉田清治証言が取り上げられ、「詳細の暴露は、『私の戦争犯罪・朝鮮人強制連行』という本を書いた元日本軍憲兵の吉田清治によってなされた。吉田は同書で日本軍に対する性のサービスを提供する『慰安婦』として韓国内で千人以上を強制徴用することに自ら加わったことを描写している」と明記している。

また、「日本軍の慰安婦制度」というタイトルを付け、吉田清治証言を削除して修正した2007年4月3日の米議会調査報告書では、下院決議の主な根拠の一つとして、「田中ユキ著『日本の慰安婦』に記載されているアジア諸国出身の200人近い元慰安婦の証言や400人以上のオランダ人の証言」を挙げている。同書は第1章で慰安婦制度の由来、第2章で中国などでの慰安婦の調達と性奴隷としての生活について詳述しているが、上海師範大学の蘇智良教授の調査を取り上げ、「日本軍とその協力者は市民の家庭を襲撃して

約300人の女性を拉致し、その内の約100人が慰安婦として働かせるために選ばれた。…『敵性地区』の多くは山西省と河北省にあり、そこでは日本軍が『焦土作戦』という戦略を採用した。中国人はこの残虐行為を『三光作戦』と呼んでいた」と述べ、多くの元慰安婦の証言を紹介している（注7）。

同米議会調査報告書が下院決議のその他の根拠として列挙している史料は、①前述した朝日新聞の誤報記事、②台湾の歴史学教授Chu Te-Janによって1990年の終わりに発見された資料、③米国立公文書館所蔵のOWI報告書（1994年10月1日）、④同公文書館所蔵の在韓米人宣教師Horance H. Underwoodによる韓国における慰安婦募集に関する報告書（米国政府に提出された）⑤同公文書館所蔵のOSS報告書（1945年5月6日）中国Kunmingの23人の韓国人慰安婦へのインタビュー、⑥韓国外務省関係者の1992年の報告。韓国における慰安婦組織に関する日本軍資料を引用、⑦1994年に公表された日本占領下のオランダ領東インドで強制されたオランダ人売春婦に関する蘭政府資料の研究報告と蘭国立公文書館所蔵文書AS5200、⑧河野談話の元になった1992年～1993年の日本政府の研究、である。

米下院決議の可決を導いた2007年4月3日の米議会調査報告書が吉田証言に代わって、1992年1月11日付朝日新聞報道を慰安婦制度の歴史的根拠の筆頭に挙げていることは、同報道が同決議の可決に主要な役割を果たしたことを示しており、注目に値する。この朝日新聞の誤報に基づく慰安婦碑文が紛争を招き、対立を激化させているのである。

さらに、前述した田中ユキについて同米議会調査報告書は次のように述べている。「韓国、中国、台湾、フィリピン、インドネシア、オランダの元慰安婦数百人の証言。これらの証言の多くは、2002年に出版された田中ユキ著『日本の慰安婦』に書かれていて、400人以上の女性の証言を引用している。」

2007年4月13日付しんぶん赤旗は、同報告書が日本軍の「従軍慰安婦」に対する「強制性」の根拠として、田中ユキの著書を挙げていることに注目し、次のように報じている。

「米議会調査の報告書『日本軍の「慰安婦」制度』は、…400人以上の『慰安婦』の証言にもとづく2002年出版の田中由紀氏の著書『日本の慰安婦』など9件を列挙。…報告書は『強制』とは『暴力的な行動で無理強いすること』だとして、田中氏の著書で200人以上の元『慰安婦』が日本軍や憲兵、軍の代理人による暴力的な拘束について述べていると指摘しています。」

この「田中由紀」という著者は広島市立大学の田中利幸元教授で、オーストラリア国内で記事を書く場合には「赤坂まさみ」の名前も使用しているようである。

ところで、この米議会調査報告書が出た2007年4月に、米政府の各省庁作業班（IWG）が7年間、3千万ドルを費やして840万頁に及ぶ機密資料を調査し、ナチスドイツと日本の戦争犯罪の立証を試みたが、日本軍が慰安婦を強制連行したことを示す文書は皆無であったことを報告書で明らかにした。同報告書の前文には、「大変申し訳ないことであるが、私たちは日本の戦争犯罪については何も見出すことができなかった」という異例のお詫びの文章が記載されていることは極めて注目される。また、議会調査委員会の議事録には、「どうしよう。何も無い。困ったもんだ。彼らに何と言って説明すればいいのだ」という、この調査のために巨額の資金を提供した抗日連合会への懸念があらさまに表明されている。このIWG報告書と米下院決議及び米議会調査報告書との関係は不明であ

るが、同時期に行われたものであるので、何らかの影響関係があると思われるが、今後の研究課題である。

なお、日本政府は国連で3回、朝日新聞の誤報の国際的影響について指摘し、昨年2月のジュネーブでの杉山審議官（現外務次官）の同発言（注8）は外務省のホームページで公開している。

## 5 共同申請文書の具体的問題点

関係国、関係者が重大な懸念を有する潜在的議論のある機微な案件や、申請書の内容などに合意の得られていない案件については、関係者間の対話や相互理解が必要不可欠であり、「日本軍『慰安婦』の声」文書はこの案件に該当する。同共同申請文書では、学術的な評価に未だ一致点が見られない様々な論点に関して、一部の団体の独自の立場に基づく一方的な主張がなされている。そのような意味で偏った歴史見解を有する団体による本件申請の背景には、特定の政治的な思惑がある可能性が高い。また、申請対象文書についても、当該思惑に合致する文書のみが恣意的に選定されているとの批判を免れないと考える。具体的な問題点を例示すれば、以下の通りである。

- (1) 本件申請書には、「性奴隷」という表現が繰り返し使用されているのに加え、「8万人から20万人が強制的に隷属させられた」等の記述が見られる。

他方、これらの点について、日本政府は以下の見解を有している。

- ① 慰安婦が「性奴隷」であるとの表現は事実に反し不適切である。
- ② 日本政府は、1990年代初頭以降、事実関係に関する本格的な調査を行った。右調査とは、関係省庁における関連文書の調査、米国国立公文書館等での文献調査、更には軍関係者や慰安所経営者等各方面への聞き取り調査や挺対協の証言集の分析等である。当該調査を通じて得られた、日本政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる「強制連行」は確認できなかった。
- ③ 慰安婦総数の確定は困難であり、「20万人」というのは具体的裏付けがない数字である。

また、本年8月、韓国ソウル大学の李栄薫教授は、慰安所は事実上の公娼制として運営されていたこと、「強制連行」という主張は大部分が口頭記録で、客観的資料としての信憑性が貧弱であること、慰安婦性奴隷説について再検討がなされる必要があること、朝鮮人慰安婦20万人説も根拠がなく、最大5000人程度と見るのが合理的であること等につき指摘している（注9）。

- (2) 申請書の要旨の冒頭に明記されている「慰安婦とは1931年から1945年にかけて日本軍によって性奴隷を強制された婦女子を指す婉曲表現である」という慰安婦の定義は不適切である。ベトナム戦争時の性暴力や朝鮮戦争時の韓国軍慰安婦などは不問に付し、「日本軍慰安婦」を特別視し、その徴募方法について具体的証拠を示さず、「性的奉仕を強制された」「強制的に奴隷にされた」などと強制性を強調し、慰安婦と性奴隷を同一視していることは歴史的事実に反する。

「性奴隷を強制」したというのは、日米両政府の公式見解・報告に反する。米政府



が7年の歳月と30億円をかけ、CIA、FBI等の省庁間作業部会が機密情報を機密解除して調査したが、慰安婦の強制連行や性奴隷化を裏付ける米政府・軍の文書は皆無であった。

- (3) 申請書は、「慰安婦制度」を「ホロコースト」に匹敵する戦時の悲劇である旨を主張している。この点に関し、あるユダヤ系団体は、そのような表現は「ホロコースト」の意味をねじ曲げているとした上で、ユネスコ設立本来の趣旨に回帰することの必要性を訴えている（注10）。
- (4) 本件の共同申請者は、「慰安婦」問題解決のための市民団体の活動に関する文書を登録申請しているとしているが、例えば、「慰安婦」問題解決のために日本政府と日本国民が資金協力等をして設立したアジア女性基金の活動に係る資料は申請資料には含まれておらず、申請書にも記述が見られない。右は、本件共同申請者による資料の選択が恣意的でバランスを欠いていることを示している（注11）。
- (5) 慰安婦問題に類似するものは、第二次大戦中または戦後に他の国においても存在していたとされているにもかかわらず、本件申請は、ことさら日本に関する慰安婦問題をプレイアップしようとしている。
- (6) 本件申請は、日韓両国政府それぞれが2015年12月の日韓合意を誠実に実施している中で行われた。すなわち、2015年12月、両政府は、多大な外交努力を払って、慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認した。この合意を受け、現在韓国の財団は、日本政府の予算をもって、全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の癒しのための事業を行っている。このような中、本件の共同申請者は、日韓合意を批判する立場を明らかにしている。

また、本件申請は、「平和のシンボル」としての慰安婦像の世界的意義を強調しているが、実際には、慰安婦像の設置を含め、慰安婦問題を政治的な意図をもってプレイアップしようとする種々の動きによって、地域社会における様々なコミュニティの平穏な共生が妨げられる事例が生じている。日韓合意への批判と平穏な共生への妨害の観点から問題がある。

以上により、本件申請は、加盟国の政府や国民の間に関係に大きな負の影響を及ぼすおそれがある、非常に機微な案件であると言わざるを得ない。本件申請は、ユネスコの政治化を招きかねず、加盟国の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に反するものである。

## 6 共同申請の技術的問題点

第一に、「世界の記憶」の一般指針では、登録選考基準の一つとしての真正性（4.2.3）や法の支配（2.5.4）について規定されている。したがって、申請資料の真正性が然るべく担保されているのか、所有権や著作権の問題が解決されているのかについて、精査する必要がある。前回中国が申請した資料の中には、上海の「楊家宅慰安所」の写真がある。中国は、「写真の現物と著作権は、中国にある」と主張している。他方、この写真は、福岡市在住の産婦人科医、天児都さんの父である麻生徹男氏が同慰安所で軍医とし

て勤務していた折に撮影したものであり、天児都さんは東京都内で記者会見を行い、「父（徹男氏）が撮影した写真が、無断で『世界の記憶』に登録申請されている」と抗議している。また、今般の申請資料の中に、下関慰安婦訴訟のような上級審で否定された下級審判決資料が含まれているとすれば、このような文書が登録に値する資料かどうか十分慎重に検討されるべきである。ついては、①個別具体的な申請資料の開示、②複数の第三者専門家による検証及び現地調査の実施を要請したい。

第二に、「世界の記憶」の一般指針では、資料の完全性（integrity）（2.5.2）について規定されている。他方、それ自体が一件綴りの中から部分的に抽出されている可能性のあるものも存在する。この点も含め、個々の資料の完全性が満たされているのかについて、慎重に精査する必要がある。

第三に、オーラルヒストリー、特に戦後40年以上経過した90年代以降に記録された口頭証言という形態が「世界の記憶」としてふさわしいものなのかについては、IAC（国際諮問委員会）及びRSC（登録小委員会）として、証言の対象となっている事象の真正性の確認が困難である等の論点も踏まえ、慎重に検討を行うべきではないかと考える。

仮に、一般論として、オーラルヒストリーという形態が「世界の記憶」の要件を満たしうるとしても、本件共同申請者が各オーラルヒストリーの真正性は検証済と主張しているものの、元慰安婦／元日本兵の証言者の証言内容は時期により変遷している、との研究もあることに留意する必要がある。

また、一般指針2.6.2においては、絵画や手工芸品等のnon-reproducibleなものは記録遺産に含まれず、また定義の一要素としてthe product of a deliberate documenting processである旨規定されている。かかる規定に照らして、元慰安婦の絵画や手工芸品等の申請対象資料が「世界の記憶」としての要件を満たすのかについても、慎重な検討を要する。

第四に、「世界の記憶」事業の倫理規定において、IAC及びRSC（登録小委員会）委員は、特定の申請について個人的支援をするような言動は差し控えることが求められている。したがって、審査する委員は、申請者との接触について慎重であることが求められる。他方、本件申請には、一部の委員が共同申請者に加担していた疑いが持たれている。仮に右が事実であれば、本件プロセスに重大な瑕疵があったと言わざるを得ない。ユネスコ事務局および関連委員は、厳正中立の立場から、審査にあたる必要がある。

以上の理由により、本件申請は、非常に機微な案件であり、加盟国の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に反するものと言わざるを得ない。また、本件申請が「世界の記憶」事業の関連規定が定める基準を満たしているのかにつき、慎重な検討を要することを含め、様々な技術的な問題を内包している。したがって、本件申請をユネスコ「世界の記憶」としての登録することは、見送られるべきである。

## 注

- (1) 構成員は、IAC副議長（豪）、ラッセル元IAC議長（RSC委員、豪）、カミンス元IAC議長（元ユネスコ執行委員長、バルバドス）、スプリングーRSC委員（バルバドス）、エドモンドソンRSC委員（豪）
- (2) ①事業のビジョン、使命、目的②目的を示している程度③登録基準の妥当性④登録手続きと基準の調和⑤健全な運営基盤の提供⑥指名形式の改善⑦国際諮問委員会、登録小委員会の手続き・決定・勧告の透明性の導入⑧明確な追加要素の確認⑨ユネスコの他の事業や条約との関連性の改善⑩登録小委員会と他の小委員会の役割、機能、協力の再考⑪申請書の文言の客観性、内容の適切性、申請意図の中立性に関する基準の設定⑫潜在的議論のある申請と登録に関する機微な案件の取扱い⑬利益抗争、陳情活動、誘導に関する倫理的議定書⑭マーケティングと世界記憶ロゴの使用⑮地域社会との事業契約（拙稿「米議会決議の根拠とされた『田中ユキ』氏の著書」後述、参照）
- (3) 藤岡信勝・三浦小太郎編著『通州事件 日本人はなぜ虐殺されたのか』勉誠出版、平成29年、参照
- (4) 記録遺産保護のための一般指針4.8（リストからの削除）「記録遺産は、劣化したりその完全性が損なわれたりしてその登録の根拠となった選考基準に適合しなくなった場合、リストから削除されることがある。新たな情報によって登録の再評価が行われ、非適格性が証明された場合も削除の根拠となり得る。（4.8.1）  
見直しのプロセスは、事務局に対し書面で懸念を表明することによって、誰でも開始することができる。問題はRSCに付託され、調査と報告が行われる。懸念が裏付けられた場合、事務局は原申請者（連絡が取れない場合は他の適切な機関）に連絡を取ってコメントを求める。RSCは、次にそうしたコメント及びそれまでに集められた追加データの評価を行い、IACに対し、削除または登録維持、または何らかの是正措置を勧告する。IACが削除を決定した場合は、コメントを寄せた機関に通知される（4.8.2）。
- (5) 拙稿「総領事、なぜ子女を助けてくれないのですか」（『WiLL』平成28年11月号）参照
- (6) 朝日新聞「慰安婦報道」に対する独立検証委員会報告書（平成27年2月19日）日本政策研究センター、参照
- (7) 拙稿「米議会決議の根拠とされた『田中ユキ』氏の著書」（藤岡信勝編『国連が世界に広め「慰安婦＝性奴隷」の嘘—ジュネーブ国連派遣団報告』平成28年、自由社、106-123頁）参照
- (8) 拙稿「ユネスコ記憶遺産登録と女子差別撤廃委員会への政府報告に関する一考察」（明星大学大学院教育学研究科年報第一号、平成28年3月、1-16頁）参照
- (9) 西岡力「ソウル大学教授が『慰安婦性奴隷説』を全否定」（月刊『Hanada』セレクション第2弾『絶望の韓国、悲劇の朴槿恵』272-285頁）参照
- (10) カナダ・イスラエル友好協会からユネスコ「世界の記憶」事務局への意見書（日本語と英語、2016年12月10日付）
- (11) 拙稿「やっぱりひどい世界記憶遺産の申請文書」（『正論』平成28年10月号）参照